

一般園地管理におけるその他留意事項

① 自由広場の利用について

自由広場においては、サッカー・キャッチボール・ダンスなどのスポーツ利用を中心にゆずりあいながら多数利用されています。なお、他の利用者への迷惑行為は、注意の対象としています。その他の利用として、集会や番組ロケなどの様々な利用があります。

② スケートボードなどの対応について

特に噴水周辺の園路でスケートボードなどの利用があり、危険行為として注意の対象として継続して啓発を行っておりますが、その多くが夜間に利用されており、改善されておられません。

③ 小動物への給餌について

(1) 公園猫

公園猫サポーターが活動しています。避妊・去勢手術の実施、適正な給餌などに努めておられます。

(2) 鳥類

ハトに給餌をされる方が多く、周辺住民または公園利用者への迷惑行為として禁止しており注意の対象としています。ただし、動物愛護法によりカラス・スズメ・ムクドリなどへの給餌は禁止となっていないため、後片付けについて注意しています。

④ ホームレスについて

現在園内には5名程のホームレスが分散して滞在しています。また、荷物を置いたままの方が数名おり、撤去するように継続的に注意していますが、実現しておりません。

⑤ 市民協働

(1) 公園愛護会活動について

近隣にお住まいの方々によって構成される本市事業の清掃ボランティア活動「公園愛護会」が結成されており、公園の美化活動にご尽力いただいております。

(2) 園内清掃について

また、各種団体・個人のボランティア活動も受け付けておりますが、清掃用具、ゴミ袋などの提供は原則していません。運搬処分についても原則ボランティアさんをお願いしています。